

『新型コロナウイルス感染症対応緊急支援（給付型）奨学金』の募集について

1. 奨学金の名称 新型コロナウイルス感染症対応緊急支援（給付型）奨学金
2. 支給額等 5万円（給付型奨学金）（650人程度を予定）
（但し、選考の結果、給付決定者数が予算を上回った場合には、支給額を減額することがあります。）

※前回の「新型コロナウイルス感染症対応緊急支援（給付型）奨学金」への応募の有無や他の給付型奨学金の受給の有無に関わらず申請できます。（申請資格範囲の拡大）

3. 申込資格

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したなど、現在、修学を継続するために支援が必要であると認められる者。

申込資格者の例

- ・主たる学資負担者の収入が減少した者
- ・アルバイト収入が減少した、または、予定していたアルバイトができなかった者
- ・支出が増大した者
- ・その他新型コロナウイルス感染症の影響により特別な事情があると認められる者

ただし、次のア) またはイ) に該当する者は申請できません。

- ア) 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生・特別研究学生（交換留学生）等の非正規生
- イ) 日本学術振興会特別研究員、国費留学生、外国政府派遣留学生、JICA 長期研修員留学生

4. 申請書類

- I 新型コロナウイルス感染症対応緊急支援（給付型）奨学金申請・経済状況等申告書
- II 支援が必要であることを証明できる書類（コピー可）

支援が必要であることを証明できる書類の例

- ・主たる学資負担者の収入の減少による場合
給与明細書（直近の給与明細書及び収入の減少する直前の給与明細書）、離職票など
- ・アルバイト収入の減少による場合
アルバイト先の給与明細書（直近の給与明細書及び収入の減少する直前の給与明細書）、アルバイト収入が無くなった場合はそれがわかる通帳のコピーなど
- ・その他の場合
1か月分（9月又は10月）の生活費の収支状況がわかる通帳のコピーなど

※支援が必要なことを証明できる書類の添付が困難な場合は、「新型コロナウイルス感染症対応緊急支援（給付型）奨学金申請・経済状況等申告書」の「2.」に添付が困難な理由も記載してください。

Ⅲ 振込先の通帳のコピー（写真のプリントでも可）

- ・普通預金口座であること。
- ・休眠口座でないこと。
- ・申請した銀行口座の「金融機関名」「支店名」「口座名義」「口座番号」が鮮明に見えるように銀行口座の通帳の見開きのページ全体が写っていること。
- ・キャッシュカードのコピーは不可。
- ・通帳のコピーが不鮮明で、判別できない場合などは振込みができない場合がありますので、注意してください。

5. 返 還

不 要 但し、申請内容及び証拠書類に虚偽等があった場合は、全額返還を求められることがあります。

6. 申 込 締 切

令和3年11月5日（金）17時 必着

7. 提 出 方 法

〔持参〕申請書類を封筒に入れて、愛媛大学教育学生支援部学生生活支援課「新型コロナウイルス感染症対応緊急支援（給付型）奨学金」専用提出ボックス（図書館1階西側）へ提出

〔郵送〕申請書類をレターパックライトで以下あて郵送

〒790-8577 松山市文京町3番

愛媛大学教育学生支援部内「新型コロナウイルス感染症対応緊急支援（給付型）奨学金担当」

8. 決 定 方 法

申請書類をもとに学長が総合的に判断し、決定します。

なお、申請内容についてヒアリングを実施することがあります。

9. 結 果 通 知

決定後、修学支援システムメッセージで通知します。11月下旬頃の予定。

なお、不採用の理由等についての問い合わせには応じられません。

10. 支 給 方 法

振込により支給します。12月中旬頃の予定。

11. 問 い 合 わ せ 先

問い合わせはメールでのみ受け付け、電話・窓口対応は行いません。また、回答には時間を要する場合があります。

問い合わせの際、メールの件名を「新型コロナウイルス感染症対応緊急支援（給付型）奨学金」と記載ください。

教育学生支援部「新型コロナウイルス感染症対応緊急支援（給付型）奨学金」

担当：kinkyu@stu.ehime-u.ac.jp